

議案第26号

栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の改正規定中「100分の193.2」を「100分の197.5」に、「100分の216.8」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議員が受けるべき議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加え、6月支給の場合においては<u>100分の193.2</u>、12月支給の場合においては、<u>100分の216.8</u>を乗じて得た額に、支給日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議員が受けるべき議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加え、6月支給の場合においては<u>100分の197.5</u>、12月支給の場合においては、<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、支給日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>